

令和6年度第3回函館方面函館西警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年12月12日（木） 午後2時00分から午後3時10分までの間

2 開催場所

函館西警察署大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6名（定員7名）

会	長	妹	尾	正	白
委	員	木	村	太	郎
委	員	四	戸	悦	未
委	員	永	井	正	人
委	員	佐々	木	佳	織
委	員	原	田	菜	摘

(2) 警察署員 11名

署	長	荒	木		栄
副署	長	田	村	知	士
刑事・生活安全官		柴	田		匡
地域・交通官		山	田	晋	矢
警務課長		菊	池	孝	則（庶務担当）
生活安全課長		沼	田	紀	子
地域課長		金	谷	匡	能
刑事第一課長		下山	田		仁
刑事第二課長		守	村	直	巳
交通課長		兼	古	健	太郎
警備課長		高	橋	宜	孝

4 函館西警察署協議会会長挨拶

本年度第3回目の警察署協議会の開催となり、今年最後の開催になります。

前回の協議会では、警備警察に関する活動についての紹介があり、理解を深めることができました。

今回は生活安全警察に関する活動について説明があります。

我々市民の生活に密接に関わる活動も多いと聞きますので、説明を聞いた上で、日常生活における身の回りのことについて、忌憚のない意見、質問をいただければと思います。

5 函館西警察署長挨拶

本年度第3回目の警察署協議会にお集まりいただきありがとうございます。

全国的には、特殊詐欺等事件に加え、関東圏を中心に世間を騒がせております「闇

バイト」にからむ凶悪事件が多発し、国民の不安を増大させている現状にあります。

幸いにも当署においては、前回の協議会の後、大きな事件や事故もなく推移しておりますが、継続して特殊詐欺等事件や闇バイト関連事件の現状を敏感に感じ、治安対策を進めているところであります。

また、当署の事案情勢を見てみますと、検挙率こそアップしておりますが、刑法犯の認知件数がいまだ増加し、加えて交通事故の情勢に関しましても全道的に交通事故死亡者数や人身事故の発生件数が減少している中で、当署管内での人身事故の発生件数がいかわらず増加しているなど、軽微な人身事故の頻発とは言え大きな事故の発生が危惧されている現状に変わりはありません。

このような現状や当署での取り組み内容などについては、この後に担当者から説明がありますが、今後も委員の皆様や住民の皆様が望まれる「安全な街、函館」の維持に努めて参りたいと考えておりますので、本日も多様なご意見を頂きますようお願い致します。

6 懲戒処分状況

7 業務推進状況説明

8 事前質疑回答

委 員 函館市内、また函館西警察署の女性警察官はどのくらいいるのでしょうか。

警 察 今回の回答については、割合という形でお伝えさせていただきますので、ご了解いただければと思います。

初めに、当署の女性警察官の割合は14.8%で、女性事務職員を合わせた比率は16.9%です。

北海道警察では、令和5年8月1日から令和8年3月31日までの期間で「北海道警察におけるワークライフバランス等の推進に関する取組計画」というものを策定しておりまして、その中で、女性職員の活躍推進目標として「警察官に占める女性の割合を13%程度とする」としているほか、各階級・職に占める女性の割合も目標値として定めているところであり、令和6年4月1日現在における北海道警察全体の数字としては、女性警察官の割合が12.8%、女性事務職員の割合が40.8%となっております。

従いまして、函館市内全体におきましてもその目標値に沿った運用が図られており、各部署において活躍していることをご理解いただければと思います。

9 第2回協議会で協議した事項等に関する当署での対策

西部地区における各種犯罪防止のための情報発信について

警 察 前回の協議会でお尋ねもありましたが、当署、青柳交番及び十字街交番管内における犯罪防止の為の情報発信に関してご回答します。

今、申し上げた2交番管内を重点に巡回連絡の実施、町内会の会合に参加し、特殊詐欺に関する注意喚起、交通事故防止に向け、夜光反射材の配布を行いました。

この活動に関しまして、住民の方から礼状が寄せられ、

- ・ 講話は実際に起きた事件の話やパネルを使って高齢者にも分かりやすかった
- ・ 投資詐欺やロマンス詐欺など色々な詐欺の種類があることがわかった
- ・ 一人暮らしでお巡りさんが来てくれて安心したなどの反響がありました。

委 員 函館西警察署管内で闇バイトに関する事件の発生はありますか。
また闇バイトについての報酬はどれくらいの金額なんですか。

警 察 当署管内では現在のところ事件に関するものは認知していません。
報酬に関しても、一概にいくらというものはありません。
また、当署管内においては隣家の人の個人情報聞き出そうとする事案もあり、闇バイトの前兆として扱っています。
警察署のホームページにも記載していますが、住民の皆様には防犯意識を高めていただきたいと思います。
特殊詐欺等事件については、背広姿にスニーカー履きなど普通の会社員とは違う服装をするなどの特徴があります。
そういった違和感があれば通報していただきたいと思います。

委 員 西部地区の巡回は非常に住民として安心します。
今後も定期的をお願いしたいのですが。

警 察 巡回連絡に関して、定期的に実施しますし、情報発信に関してもタイムリーなものを心掛けていきます。

委 員 過去に実際に自宅に巡回していただきました。
ただ、不在でインターフォン越しに制服を着た警察官の姿が映っており、要件がわからなかったことがあり、少し不安になったことがありました。
不在時にも巡回とわかるような方法はありませんか。

警 察 過去にはメモ用紙などをポストに投函していた時期もありましたが、現在は警察を騙った犯罪の発生が認められています。
ただ住民の皆さんの不安も充分に理解できますので、今後対策を検討していきます。

委 員 実際に特殊詐欺の防犯講話を聞きました。
同席していた知人が講話を聞いた直後に、実際に詐欺電話が来て被害に遭わずに済みました。
やはり、警察官の生の声での犯罪抑止活動は非常に有効だと思いますので今後も続けてほしいと思います。

警 察 発生抑止の為、継続実施していきます。

委員 勤務する施設のトイレから備品が何回も盗まれています。

以前に「備品を盗む事は犯罪です」と張り紙を貼ってみてはと警察の方から指導していただきましたが、同じことが繰り返されてしまいます。

警察 よろしければ施設の立ち寄りや周辺の警らを強化したいと思いますので検討をお願いします。

また、今後、事件としての届出を念頭に置き、備品に施設名を記載し、被害品として特定しやすくする、数量管理を徹底するなどの対策を講じていただければと思います。

また、不審者が施設を利用した場合は通報していただければと思います。

10 諮問事項「生活安全警察活動について」

(1) 諮問事項の説明

生活安全課は、生活安全係、少年係、生活経済・保安係の3係で構成されています。

それぞれの主な業務内容ですが、生活安全係は犯罪被害の予防、DV・ストーカー等への対応、行方不明届の受理などです。

少年係は、少年の非行防止活動、福祉犯事件の取締りなどです。

生活経済・保安係は、風俗事犯、環境・経済事犯、サイバー犯罪の取締りなどです。

それぞれの係の業務に関して、もう若干詳しく説明します。

まずは生活安全係です。

犯罪被害防止の取組として、特殊詐欺や犯罪被害防止のための講話を実施します。

また、小学校などで子供たちが不審者と遭遇した際の対応方法や学校に不審者が侵入した際の対応方法を訓練するなど参加・体験型の防犯教室を開催しています。

さらに各種ツールを活用した犯罪被害の防止に力を入れています。

例として、株式会社ニューメディア函館センター（NCV）の協力を得てのCM動画制作、北海道教育大学函館校と連携した「地域プロジェクト」という授業の一環で特殊詐欺防止に係るすごろくの制作、ほくとくん防犯メール、旧ツイッターであるX、Y a h o o ! 防災速報などで各種犯罪発生情報、防犯対策などタイムリーに情報を発信しています。

次に少年係です。

少年係では、少年の規範意識の向上と犯罪被害防止教室、少年の薬物乱用の根絶に向けた薬物乱用防止教室を管内の小学校・中学校・高校で実施しています。

次に福祉犯事件の取締りです。

福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与えて少年の福祉を害する犯罪の総称であり、北海道青少年育成条例、児童買春、児童ポルノの製造が該当し、これらの犯罪を捜査しています。

最後に生活経済・保安係です。

主に風俗事犯、経済事犯などの取締りを行っています。

窃盗、暴行や器物損壊などの刑法の他に、特別法と呼ばれる法律が多数あり、生活経済・保安係はそれらの特別法の取締りをしています。

(2) 委員の意見

委員 大麻取締法が変わるとニュースで見ました。

特に若者が薬物に手を出していると聞きましたが、函館西警察署ではどのように対応していきますか。

警 察 薬物、特に大麻草の所持事案が若年齢化している傾向にあります。

函館市内においてもこれ以上薬物事犯が蔓延しないよう、取締りを継続していきます。

11 次回の開催予定

令和7年2月中を予定